

9 用語の解説 (50 音順)

あんしん住まい確保プロジェクト

府営住宅の活用用地等を地域の資産として、周辺地域にサービス提供が図られる生活支援施設や福祉機能を持つ施設等の導入を図るなど、まちづくりへの活用を行うことにより、地域のあんしん住まいを実現するプロジェクト。

医療情報キット

高齢者等の要介護者が、万一の救病時に備えるため、自宅に保管しておく緊急時の連絡先やかかりつけ医、持病などの医療情報や健康保険証番号などの情報を記載した用紙を入れた専用の容器類のこと。

医療療養病床

病状が安定している長期療養患者のうち、密度の高い医学的管理や積極的なリハビリテーションを必要とする患者を入院させる病床。医療保険の適用を受ける。

インフォーマルサービス

家族や近隣、地域社会、ボランティアなどが行う援助活動。地域住民による見守り・声掛け訪問、買い物援助、軽作業など。

大阪あんしん賃貸住宅支援事業

民間の賃貸住宅に入居を希望する高齢者、障がい者、子育て世帯および外国人が円滑に入居できる民間賃貸住宅等の登録を行う制度。

大阪府高齢者・障がい者住宅計画

大阪府住宅まちづくりマスタープランの施策別計画として、高齢者・障がい者の住まいとまちづくりに関する総合的な施策を推進するための基本となる計画。また、高齢者の住まいに関しては、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく「高齢者居住安定確保計画」として位置づけている。

介護給付適正化

介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要なサービスを、事業者がルールに従って適切に提供するように促すことである。

適切な介護サービスの確保と制度の信頼性を高めるとともに、不適切な給付や保険料の増大を抑制し、持続可能な制度の構築を図ることを目的として、平成23年10月に「第2期大阪府介護給付適正化計画」を策定した。

介護サービス情報の公表

利用者が事業所の情報を比較し、適切に介護サービスを選択することができるようにするため、全ての介護サービス事業所に介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務づけられている。介護サービス事業所は、大阪府知事が指定した大阪府介護サービス

情報公表センターに介護サービス情報（「基本情報」「運営情報（調査情報）」「任意報告情報」）を報告し、これを公表することになる。

なお、報告された情報の調査については、調査指針に基づき、知事が必要と認める場合に、指定する指定調査機関が事実確認調査を行い、その結果を公表することになる。

介護支援専門員(ケアマネジャー)

要介護者等からの相談に応じ及び要介護者等がその自身の状況等に応じ適切な居宅サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたもの。

主任介護支援専門員については、介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など介護支援専門員の業務に対し、十分な知識と経験を有する介護支援専門員。地域における包括的・継続的ケアマネジメントを担う人材。介護支援専門員としての一定の実務経験と「主任介護支援専門員研修」の受講等が要件。

介護保険財政安定化基金

市町村が通常の実績を行ってもなおお生じる保険料未納や予想を上回る給付の伸びによる財政不足について、一般財源を繰り入れなくてよいように、資金の貸付・交付を行うため、国、府及び市町村が3分の1ずつ拠出して、府に設置されている基金。介護保険法の改正により、平成24年度に限り、保険料率の抑制を図るため、基金の一部を取り崩し、市町村に交付することができることとされている。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断により、総合的に提供することができる事業。

介護予防事業(一次予防事業、二次予防事業)

高齢者の要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために各市町村が実施する事業。運動・口腔機能の向上や栄養改善のための教室、専門職による訪問指導・相談等を行う。

介護予防事業には、①高齢者全員を対象とする事業（一次予防事業）と②要介護状態等となる恐れのある高齢者を対象とする事業（二次予防事業）がある。

介護療養病床

病状が安定期にあり、療養上の管理・看護・介護・機能訓練が必要な要介護者に対し サービスを提供する病床。介護保険の適用を受ける。

介護相談員派遣等事業

市町村に登録された相談員が、介護サービスの提供の場を訪ね、利用者のお話を聞き相談に応じるなどの活動を

行うもの。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

外部評価

認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスの質について、第三者機関が評価し、その評価結果を公表するとともに、当該グループホーム等が自ら具体的な改善を行うことにより、良質なサービス水準を確保し、向上を図っていくとする制度。

基準該当事業者

指定サービス事業者の要件の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者。市町村はそのサービスを介護保険給付の対象とできる。

キャラバンメイト

キャラバン・メイトは認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し、全国キャラバン・メイト連絡協議会に登録する必要がある。

国の基本指針

介護保険法第116条第1項に基づき、都道府県及び市町村が、介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準など、介護保険事業（支援）計画を策定するにあたって、国が示す基本指針（厚生労働省告示）。計画策定時ごとに必要な見直しが行われている。

地域包括ケアの一層の推進を基本理念とし、重点的に取り組むべき事業を定めた。療養病床からの老健施設等への転換については介護療養病床の廃止猶予の期間が平成29年度末に延長され、第4期の取扱いを継続した。なお、施設・介護専用型居住系サービスの利用者を一定の割合以下とする参酌標準は撤廃された。

軽費老人ホーム(ケアハウス)

食事・入浴・生活相談・緊急時対応などの日常生活上の基本的なサービスを受けながら自立した生活を送ることができる施設。60歳以上（夫婦等で入所する場合はいずれかが60歳以上）で、身体機能の低下や高齢等のために独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な方が対象。低額な費用で入居できる。

権利擁護事業

地域包括支援センターが行う包括的支援事業の一つで、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは、十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な支援を行うもの。事業内容としては、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く常況にある人へ

の支援など。

後期高齢者医療制度

75歳以上の方と一定の障がいがあると認定された65歳以上の方が加入する医療保険制度のこと。

高齢者虐待防止法

高齢者虐待防止法では、「高齢者虐待とは、養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）あるいは、養介護施設従事者等（介護保険サービスや施設の職員等）が高齢者に対して虐待を行うこと」としており、法は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としている。

高齢者保健福祉圏

介護保険法に基づき、介護サービスや高齢者保健福祉サービスの量の見込み等を定める単位として、都道府県が定める区域。

保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、二次医療圏と一致させることが望ましいとされ、府内では大阪市圏をはじめ8圏を設定している。

高齢者向け優良賃貸住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、事業者がバリアフリー仕様や緊急通報装置の設置など一定の整備基準を満たして供給する高齢者向けの賃貸住宅。平成23年10月20日法改正により廃止。

個室ユニットケア

10人程度の少人数でユニットを形成し、個室と共同生活室という居宅に近い居住環境の中で、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿いつつ、ほかの利用者との人間関係を築きながら自律的な日常生活を過ごすことができるよう支援を行うもの。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決のための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者。

サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。

サービス必要量(居宅サービス・介護予防サービス)

各年度における介護給付対象サービスの種類別に必要な量の見込み。

各サービス必要量(年間) = 各サービス利用者数〔サービス受給者総数 × 各サービス別利用率〕 × 各サービス別利用者1人あたり利用回数・日数(月) × 12月

災害時要援護者支援プラン

災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにした市町村の計画。要援護者支援対策に係る全体計画、要援護者名簿及び個別計画で構成する。全体計画とは、支援の対象となる要援護者の考え方（範囲）、要援護者情報の収集・共有の方法、支援体制（市町村、関係機関等の役割分担）等について、地域の実情に応じて記述しているものをいう。個別計画とは、災害発生時に要援護者の避難支援を円滑に行うための必要な情報を、要援護者一人ひとりについて個別に記述しているものをいう。

在宅介護支援センター（老人福祉法上の老人介護支援センター）

在宅で生活する高齢者やその家族等からの生活・介護相談に対して、社会福祉士や保健師等が専門的、総合的に対応する地域の相談機関。

平成2（1990）年に事業化、平成6（1994）年に老人福祉法改正により老人福祉施設として位置づけられ、老人介護支援センターの名称で法定化される。

平成17（2005）年の介護保険法改正を機に、国庫補助事業としての本事業は終結し、新たに地域包括支援センターが設置される。

今後は、地域包括ケアシステムの構築など市町村の主体性に基づく施策にゆだねられている。

在宅療養支援診療所

24時間往診・訪問看護が可能な体制を整えた診療所。

JOBプラザOSAKA

中高年齢者・障がい者・母子家庭の母親など就労にあたり様々な困難な要因を抱えている方々に対する就職支援サービスの提供を行う施設。

施設・居住系サービス

介護保険サービスのうち、「施設サービス」と「居住系サービス」の総称。なお、「施設サービス」とは、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者に対して、その施設が提供するサービスをいい、「居住系サービス」とは、特定施設入居者生活介護の指定を受けた特定施設、認知症高齢者グループホームに入居している要介護・要支援者に対して、その施設等が提供するサービスを言う。

小地域ネットワーク活動

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要介護高齢者のいる世帯、障がい者のいる世帯、幼い子どものいる世帯などを対象に、民生委員・児童委員、校区福祉委員、地域住民等による見守り・声かけ訪問や配食サービス等概ね小学校区を単位とする小地域での支え合い活動で、市町村社会福祉協議会が実施主体。

シルバーハウジング

高齢の単身世帯、夫婦世帯が地域社会の中で自立して安全で快適な生活が送れるように設計した住宅で福祉施策との連携により、市町村が派遣するライフサポートアドバイザー（LSA）による安否確認や生活相談、緊急時の対応などの福祉サービスが適切に受けられるよう配慮されているとともに、入居者の共用の団らんスペースとしての「団らん室」が整備されている住宅。

シルバー人材センター

地域社会に密着した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁等から受注し、自らの生きがいの充実や社会参加を求める高齢者にその意欲や能力に応じて就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした、高齢者が自主的に運営する団体。

生活支援サービス

見守り、安否確認システム、食事、タクシーなど移動支援、電球交換、庭の手入れなど日常生活に係る支援を提供するサービス。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない方や虐待事案等必要な場合には、市町村長に申立て権が付与されている。

総合相談・支援事業

地域包括支援センターが行う包括的支援事業の一つで、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うもの。業務内容としては、総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握など。

退院前カンファレンス

高齢者が病院での入院加療を終え、今後自宅で療養をする場合に、病院での主治医等と在宅療養を担当する医師や介護関係者との間で、その人の病態について情報を共有したり、治療方針、在宅上の注意点、ケアプランの検討等を行うこと。

地域あんしんシステム

市町村の実情に応じて地域における見守り活動を推進するため、社会福祉協議会や地域包括支援センター等に設置することを予定し、携帯電話等ITを活用し、地図上で一人暮らし等高齢者など要援護者の状況を把握するシステム（要援護者支援に向けた情報収集、情報管理、サ

ービスへのつながりの流れ)。

(1) 地域住民による要援護の高齢者の発見、支援に関する情報を収集(携帯電話等 IT 機器類を活用)

(2) 社会福祉協議会や地域包括支援センター等による情報の一元管理と適切なサービスへのつながり

地域ケア会議

保険者または地域包括支援センターが主催し、地域のいろいろな関係者が参画し、地域課題に応じた施策を展開していくために行う会議。内容として、地域課題の集約、地域包括支援センター間や関係機関間の情報交換の促進と協働体制の構築、被保険者啓発と相俟った地域包括ケアの立案、被保険者への支援・救済に携わる人材の育成・資質の向上など。

地域支え合い体制づくり事業

国の平成 22 (2010) 年度補正予算に基づき、各地域において市町村、住民組織、NPO 法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働(新しい公共)により、見守り活動など日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ることを目的に府の介護基盤緊急整備等臨時特例基金に加わった事業。

なお、国は第 5 期介護保険事業計画の初年度の地域支え合い体制づくりを支援するため、平成 24 年度末までの事業実施を都道府県に対し認めた。

地域支援事業交付金

平成 17 (2005) 年度までの介護予防・地域支え合い事業を改編したもので、地域で生活する高齢者が要支援・要介護状態になる以前からの介護予防事業を行う。

事業内容は、65 歳以上の高齢者などを対象とする閉じこもり予防等の「介護予防事業」や総合相談支援事業を始めとする「包括的支援事業」、家族介護支援事業などの「任意事業」からなる。

事業の実施者である市町村は、地域包括支援センターに委託することが可能となっている。

地域福祉・子育て支援交付金

地域福祉計画及び次世代育成支援行動計画に位置付けられる地域福祉・子育て支援分野を対象に、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った施策の立案、推進を行う事業に対し交付。平成 24 年度から、予算措置及び運用上別枠となっていた「高齢分野」を統合し、一体的に運用。

地域包括ケアシステム

介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療や介護、福祉サービスといった様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できる体制。

地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの 4 つの事業を地域において一体的に実施する役割を担う地域の中核機関である。平成 18 年度に創設され、

府内各市町村に設置されている。市町村又は社会福祉法人など市町村が委託する法人が運営し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が従事している。

地域連携クリティカルパス

複数の医療機関が共通の治療計画書(クリティカルパス)に従って治療を行うシステムである。たとえば急性期病院から回復期病院へと転院する場合は、急性期病院のクリティカルパスを回復期病院が引き継ぎ活用することになる。これにより診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することとなり、患者が安心して医療を受けることができるようになる。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて 1 日複数回の短時間の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供する地域密着型サービス。

特定健康診査(特定健診)

市町村などの医療保険者が 40 歳～74 歳の医療保険加入者(被扶養者を含む)を対象に、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した検査項目で実施する健診をいう。

特定施設

有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームのうちのいずれかの施設のこと。整備及び運営に関する基準など指定の基準を満たすことで、特定施設入居者生活介護の指定を受けることができる。

なお、特定施設のうち、入居者が要介護者と配偶者に限られているものが介護専用型特定施設で、それ以外が混合型特定施設という。

特定保健指導

特定健診の結果により生活習慣病の発症リスクが高い者に対し、対象者が自らの課題を認識して生活習慣の改善に取り組むよう支援するものであり、リスクの程度に応じて動機付け支援と積極的支援がある。

二次医療圏

医療法に基づき都道府県が定める区域。

特殊または高度専門的な分野を除き、原則として入院を必要とする医療が充足され、一般的な保健医療サービスが完結的に提供される地域的単位のこと。府内では 8 圏を設定している。

日常生活自立支援事業

自らの判断だけでは意思決定に支障がある認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある方に対して、福祉サービスの利用手続き等の援助や金銭の管理・書類等の預かりサービスを提供するもの。

府内の各市町村社会福祉協議会等で実施している。

認知症サポーター

認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を暖かく見守る応援者。各市町村等が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講した者。

認知症サポート医

かかりつけ医に対して、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの相談の応じ方、各機関との連携などを習得させるための研修の講師役であり、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、地域における認知症高齢者の医療支援体制(専門医療機関や地域包括支援センター等)との連携の推進役となる医師。

認知症疾患医療センター

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症の鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を実施し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。

8020運動

「8020(ハチ・マル・ニイ・マル)運動」は、「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動のこと。疫学調査の結果などを踏まえ、平成元年(1989年)、厚生省(当時)と日本歯科医師会が提唱して開始された。「8020」のうち、「80」は男女を合わせた平成元年当時の平均寿命のことで「生涯」を意味する。

バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活を営むうえで、社会のなかに存在する物理的、社会的、制度的、心理的等の様々な障壁(バリア)になるものを取り除いていこうとする考え方。

ハンセン病

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気です。かつて、「らい」あるいは「らい病」とよばれていました。1996(平成8)年「らい予防法」が廃止されたとき、それまで「らい」に付加され続けた悪いイメージを解消するという意味から「ハンセン病」と呼ぶように改められました。過去においては必要以上に強い感染力を持つ恐ろしい病気であると印象づけられたことなどから隔離が必要な感染症として誤解され「いわれない差別や偏見」を生じ、重大な人権侵害をもたらした。

らい菌の病原性は非常に低く、感染することはきわめてまれで、感染しても発病するのはさらにまれである。また、現在では、すぐれた治療薬が開発されていて、早期発見、早期治療により後遺症を残さずに治る病気となっている。

必要入所定員総数

施設サービスを必要とする方が、入所するために必要と見込まれる介護専用型特定施設(指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)ごとの定員数。都道府県が高齢者保健福祉圏ごとに

設定する。

必要利用定員総数

サービスを必要とする方が、利用するために必要と見込まれる介護専用型特定施設、混合型特定施設、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設ごとの定員数。

このうち、介護専用型特定施設、混合型特定施設、地域密着型特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設の必要利用定員総数については都道府県が高齢者保健福祉圏ごとに設定し、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、地域密着型特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、市町村が日常生活圏域ごとに設定する。

フォーマルサービス

介護保険サービスなど法律等に基づく公的なサービス。

複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせる提供地域密着型サービス。平成24年度から導入されるのは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス。

福祉サービス第三者評価

社会福祉法人等が提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う事業。

社会福祉事業の経営者が、福祉サービスを提供するに当たり、最低基準等を遵守したうえで、さらにサービスの質の向上のために自主的な取組みを行えるよう促進するとともに、その結果を公表することにより利用者のサービス選択を支援することを目的としている。

福祉避難所

一般の避難所(小学校、公民館など)では避難生活が困難となる介護が必要な高齢者や障がい者、難病患者等の要援護者に対して、避難生活を二次的に支援する健康面、精神面において特別な配慮がなされた二次的な避難施設。

医療的ケアや介護などの福祉・医療サービスを継続的に受けることができ、市町村が、介護保険施設・障がい者施設・福祉センター等を福祉避難所として指定する。

包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、主治医と介護支援専門員の連携はもとより多職種他機関が連携して構築する高齢者一人ひとりの状況やその変化に応じたケアマネジメント体制のこと。

包括的支援事業

包括的支援事業は、地域包括支援センターの必須事業であり、地域支援事業の一つである。包括的支援事業は、次の4つの事業で構成されている。①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談・支援事業、③権利擁護事業、

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業。

街かどデイハウス

NPO・ボランティアグループが高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう介護予防を図るとともに、地域住民の福祉活動の推進を図る観点から、民家などの既存施設を活用し住民参加による柔軟できめ細かなサービスを提供する拠点。

府においては、平成10(1998)年度から22(2010)年度にかけて、「街かどデイハウス」の要件や運営基準を定め、それらに合致する街かどデイハウスを運営するNPO・ボランティアグループに対し市町村を通じて助成してきた。

その後、「財政構造改革プラン(案)」に基づき、平成23(2011)年度から「地域福祉・子育て支援交付金」を市町村に交付し、市町村はそれぞれの実情に即して「街かどデイハウス」を助成している。

ユニバーサル・デザイン

年齢、体型、障がいの有無・レベルや言語にかかわらず、できるだけ多くの方が利用しやすい製品、建築、空間、サービス等をデザインしようとする試み。

要介護認定者

65歳以上の方で寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態の方、もしくは、40～64歳の医療保険加入者で加齢に伴う16種類の特定疾病により介護が必要となった方で、要介護認定を受けた結果、要介護1～5として介護保険サービス給付対象者として認定された人のこと。

要支援認定者

65歳以上の方で、常に介護を必要とする状態を軽減・悪化の予防のために、特に支援が必要な方、又は、家事や身支度など日常生活に支援が必要な状態の方、もしくは、40～64歳までの医療保険加入者で加齢に伴う16種類の特定疾病により支援が必要となった方で、要介護認定を受けた結果、要支援1、要支援2として介護保険サービス給付対象者として認定された人のこと。

予防給付

要支援者を対象に、本人の選択と同意に基づいて、要介護状態の軽減、悪化防止に、効果的な介護予防サービスを提供する。

療養病床の再編成

平成18年度の医療制度改革により、長期にわたる療養を必要とする高齢者等が入院するための病床(療養病床)のうち介護保険適用の療養病床(介護療養病床)を廃止、医療保険適用の療養病床(医療療養病床)については医療の必要性の高い方に重点をおき、より質の高い医療サービスを提供するとの方針で再編成が進められることとなった。介護療養病床は転換期限が平成29年度末まで6年間延長された。